

「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針」等の 一部を改正する通達案について

1. 背景

(1) 改正事項 1 について

個人タクシーの新規許可申請の受付については、「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針（平成 13 年 9 月 12 日 国自旅第 78 号）」において、年 1 回としている。今般、申請者の利便等を考慮し、新規許可申請の受付時期等の見直しを行うべく、関係通達について所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正事項 2 について

一般乗用旅客自動車運送事業の新規許可時における申請書類については、「法人タクシー事業の申請に対する処理方針（平成 13 年 8 月 29 日 国自旅第 72 号）」等において規定されているが、申請者の利便等を考慮し、申請書類の見直しを行うべく、関係通達について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 改正事項 1：個人タクシー新規許可申請の受付時期等の見直し

個人タクシーの新規許可申請の受付時期を、年 1 回から 3 回に拡充するとともに、新規許可申請にあたっては、申請後の法令試験受験者による申請を廃止し、事前試験合格者のみ申請を受け付けることとする。

(2) 改正事項 2：一般乗用旅客自動車運送事業の新規許可時等における申請書類の簡素化

一般乗用旅客自動車運送事業の新規許可時において、事業に使用する車庫が、事業用自動車の出入りに支障がないものであり、当該車庫の前面道路が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に抵触していないことを確認するために道路幅員証明書の提出を求めていたところ、今般、新規許可申請時における道路幅員証明書の提出を不要とする。

併せて、車庫の前面が私道の場合においては、当該私道の所有者の使用承諾書の提出を求めていたところ、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は使用承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合については、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 7 年 12 月下旬

施行：2. (1) については令和 8 年 4 月

2. (2) については令和 8 年 1 月